

公立大学法人公立鳥取環境大学私費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程

平成27年3月19日
鳥取環境大学規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）第2条の2第2項及び第8条第2項の規定に基づき、公立鳥取環境大学留学生規程第2条に定める外国人留学生のうち私費外国人留学生の入学料及び授業料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の条件及び額)

第2条 理事長は、私費外国人留学生が別表第1に掲げる学業条件を満たすと認めるときは、当該私費外国人留学生の入学料の3分の1の額を免除することができる。

2 理事長は、私費外国人留学生が別表第2に掲げる学業条件を満たすと認めるときは、当該私費外国人留学生の授業料の2分の1の額を免除することができる。

(授業料減免の期間)

第3条 授業料の減免を行う期間は、申請のあった年度とする。

2 授業料の減免は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第48条に定める卒業に必要な最小限の在学期間内のみ行うことができる。

(減免の申請)

第4条 入学料又は授業料の減免を受けようとする者は、毎年度理事長が定める日までに、私費外国人留学生授業料等減免申請書（様式第1号）により理事長に申請しなければならない。

2 授業料を滞納している者は、授業料の減免の申請をすることはできない。ただし、授業料等に関する規程第3条第2項の規定により授業料の延納又は分納を許可された者は、この限りではない。

(減免の決定)

第5条 理事長は、入学料又は授業料の減免の申請があったときは、第2条に規定する学業条件に関する審査を行い、減免の可否を決定するものとする。

(減免の通知)

第6条 理事長は、入学料又は授業料の減免の可否を決定したときは、減免を申請した者に対し、私費外国人留学生授業料等減免に係る決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(減免の決定取消し)

第7条 理事長は、入学料又は授業料の減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたとき。
- (2) 学則第51条の規定により懲戒の処分を受けたとき。

2 理事長は、前項の規定により入学料又は授業料の減免の決定を取り消したときは、減免の決定を取り消した者に対し、その旨を私費外国人留学生授業料等減免取消通知書（様式第3号）により通知するとともに、当該取消しに係る入学料又は授業料を徴収するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年規程第23号）

この規程は、平成27年4月1日から施行し、入学料の減免に関する規定は、平成27年度に入学した者が前年度中に納付及び減免申請した入学料から適用する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

学科	学業条件
環境学科 経営学科	私費外国人留学生入試における日本留学生試験の得点合計が、配点合計の75%以上であること。

別表第2（第2条第3項関係）

学年	学業条件
1年次	前期に16単位以上を修得していること、かつ、前期の素点平均が80点以上又は所属する学科及び学年の上位30%以内であること。
2年次	1年次終了までに32単位以上を修得していること、かつ、前年度の素点平均が80点以上又は所属する学科及び学年の上位30%以内であること。
3年次	2年次終了までに64単位以上を修得していること、かつ、前年度の素点平均が80点以上又は所属する学科及び学年の上位30%以内であること。
4年次	3年次終了までに修得すべき必修科目を修得し、96単位以上を修得していること、かつ、前年度の素点平均が80点以上又は所属する学科及び学年の上位30%以内であること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 様

私費外国人留学生授業料等減免申請書

公立大学法人公立鳥取環境大学私費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程
第4条第1項の規定により、 年度授業料（入学料）の減免を申請します。

申請者 学籍番号 学年 年
氏 名 印
住 所
電話番号

保証人 氏 名 (自 署) 印
住 所

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

学籍番号
（申請者氏名） 様

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 印

私費外国人留学生授業料等減免に係る決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料（入学料）の減免について、下記のとおり決定しましたので、公立大学法人公立鳥取環境大学私費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程第6条の規定により通知します。

記

決 定 内 容	授業料（入学料）を減免する（しない）。
減 免 前 の 授 業 料 （ 入 学 料 ） の 額	円
授 業 料 （ 入 学 料 ） の 減 免 額	円
減 免 の 取 扱 い	後期分の授業料の納付を不要とする（前年度中に納付した入学料の3分の1の額を還付する）。

減免しない場合は、二重線以下の欄を削除すること。

年 月 日

学籍番号
（申請者氏名） 様

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 印

私費外国人留学生授業料等減免取消通知書

年 月 日付けで通知した 年度授業料（入学料）の減免について、下記のとおり減免の決定を取り消しましたので、公立大学法人公立鳥取環境大学私費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程第7条第2項の規定により通知します。

記

取 消 理 由	偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたため（公立鳥取環境大学学則第51条の規定により懲戒の処分を受けたため）。
減 免 前 の 授 業 料 （ 入 学 料 ） の 額	円
決 定 さ れ て い た 授 業 料 （ 入 学 料 ） の 減 免 額	円
今 後 の 取 扱 い	年 月 日までに次の授業料（入学料）の額を所定の振込用紙により振り込むこと。 授業料（入学料）の額 円